

資産運用取引執行方針

ユニオン・バンケール・プリヴェ・ユービーピー・エスエー

1. はじめに

この取引執行方針（以下、「当方針」）は、ユニオン・バンケール・プリヴェ・ユービーピー・エスエー（以下、「UBP」）またはその関連資産運用会社（以下、「UBP AM」）の顧客取引に関して、可能な限りの最良執行を達成するための合理的な措置、原則及び手続きを説明するものです。当方針は、UBP AM がサービスを提供する全ての機関投資家に適用され、投資ファンド及び個別口座（以下、「顧客」）を含みます。

2. 顧客属性

UBP AM は、適用される規制に従い、顧客属性を分類し、顧客に通知します。

3. 最良執行の基本方針

投資判断は、ポートフォリオ・マネージャーが行います。ポートフォリオ・マネージャーは株式市場に直接取引を発注することはありませんが、多角的取引システムの利用、またはブローカー等の外部取引先、UBP トレーディング・デスクや顧客カスタディアン銀行のディーリング・デスクに注文を発注し取引執行されます。利益相反が生じた場合は、顧客の利益が最優先されます。UBP AM は、これらの取引相手先を適切に選択し監視することにより、最良執行の達成を図ります。顧客、注文、証券または投資の特性は取引執行可能な取引所と同様に考慮され、これらは取引結果に影響を及ぼすこともあります。

4. 最良選択の基本方針

顧客に代わってポートフォリオ取引を執行する場合、UBP AM は、顧客に最良執行結果を導くために、最良の選択を提供する責任があります。全ての場合において、取引は正当に承認されたブローカーまたはその他の取引相手先でのみ執行することができます。ブローカーは、取引される証券に応じて、異なるいくつかの要因に基づき、承認されたブローカー・リストの中から選択されます。取引執行の際に考慮される基準は、次の項目を含んでいます。

- ・ 価格
- ・ 手数料
- ・ 速度
- ・ 取引執行と取引決済の可能性

- ・ 注文のサイズとブローカーの性質
- ・ UBP の 1 日あたりのブローカー利用限度額
- ・ 当該注文の市場に与える影響
- ・ 流動性の提供と匿名性を確保する能力
- ・ 顧客からの具体的な指示（顧客からそのような指示があった場合、UBP AM の最良執行方針と異なり、最良結果が得られない場合もあります。）
- ・ 注文執行に関連する他の見解

一般的に、決定に関して、価格は相対的に重みが高くなりますが、UBP AM は、上記に記載された価格以外の項目のいずれか（またはそれらいくつかの項目の組合せ）が同様に重要であると適宜決定する場合があります。UBP AM は、顧客取引のためのブローカー及びその他の取引相手先及び取引所を選択する際に、これらの要因を考慮し、重み付けします。

UBP AM がリサーチ、統計及びその他の関連サービスを提供しているブローカーにおいて取引を執行する場合は、UBP AM は、これが市場慣行及び適用される規制に従って行われていることを確認します。これらのサービスは、UBP AM が行っているリサーチを補完し、UBP AM が顧客に提供するサービスの質向上に貢献します。

ポートフォリオ・マネージャーは、いかなる状況においても、ブローカーの選択に関して、取引が執行されている顧客の最善の利益以外の理由に影響されることはありません。

5. 店頭取引の執行

取引の大部分は、従来の取引所またはその他の規制された市場における取引先によって執行されます。しかしながら、ある特定の状況では、規制された市場や多角的取引システム以外で特定の金融商品取引を執行することが望ましい場合があります。これは、当該金融商品が証券取引所に上場されておらず、多角的取引システムにおいても取引されていない場合や、その市場における流動性が低すぎて公正かつ正確な価格取得ができない場合に特に当てはまります。そのような店頭取引の場合、条件価格は、取引相手先から提示されるため、顧客からは店頭取引の執行について了承を得る必要があります。

6. バンク アンド ブローカーズ 委員会

全ての場合において、取引は正当に承認されたブローカーまたはその他の取引相手先のみです。UBP バンク アンド ブローカーズ委員会（以下、「委員会」）は、UBP

グループ内において、承認されたブローカーのリストを検証し、維持する責任を負っています。委員会は、独立部門として、承認されたブローカーから確実に注文の最良執行を行う保証を得ること及びこれらの承認されたブローカーを継続的に監視することを義務付けられています。ブローカーを選択する際は、個々のブローカーの評判、質、専門性と執行能力、市場アクセスと取引決済の有効性が考慮されます。

7. 一括発注及び約定配分

顧客の注文は、一括して発注されることがあります。そのような場合、約定数量は、顧客口座の事前の注文数量に対して比例配分されます。取引は、時には市況に応じて、数日にわたって執行されることもあります。そのような場合、約定金額は、同日中に約定された全ての取引の平均単価となり、約定数量は、顧客口座の事前の注文数量に対して比例配分されます。

UBP AM は、顧客取引において可能な限りの最良執行結果を追求することが義務であるという信念の下、個別顧客にとって時には利益にも不利益にもなり得ることに留意して、一括発注を行います。

8. 約定配分の修正

特定の状況では、取引フローは、顧客名義で発注されることがあります（この場合、UBP AM の守秘義務は適用されません）。取引のエラー等による修正は、規定に従い修正過程を記録し、または監査目的のために、反対売買の原則により行わなければなりません。

9. 例外事項

システム障害または例外的な市況により、場合によっては、当方針から逸脱した取引を注文、執行する必要があるかもしれません。このような例外的な状況においても、UBP AM は、顧客の取引に関して、最良の結果を達成するよう努めます。

10. 監視とコントロール

第一レベルの管理として、事前取引注文、事後に約定取引内容を確認します。取引執行の質は、ポートフォリオ・マネージャーが、執行された取引内容の定期的な見直しを通じて監視します。

コンプライアンス部門では、第二レベルの管理として、規定手順に従い独立した最良執行と最良選択の監視を定期的実施します。

最良結果としては、得られた価格が評価されます。独立した監視は、資産クラス、適

用される規制及び管理環境に応じて、調査及び/または例外分析によって行われます。

11. 報告

UBP は、前述の独立した監視とコントロールに従って、内部報告書を作成します。

12. 当方針の見直し

UBP AM は、少なくとも年に一度、当方針を見直すこととします。見直しには、当方針により実施されている措置や手続き及びその有効性の分析が含まれます。

13. 当方針の公表

当方針は、UBP のウェブサイト公表することにより、関係顧客に通知することとします。

当方針の有効性に関する特定報告書は、適用される規則によって要求される場合には、作成され、公表することとします。

14. 参照

当方針は、「Federal Act on Stock Exchanges and Securities Trading」第 11 条及び EU Market in Financial Instrument Directive (MiFID)II を参照して作成されています。

以 上

附則

平成 30 年 11 月 1 日施行